

○順天堂大学公的研究費に係る会計等事務取扱規則

平成19年11月1日

規第平19—10号

(目的)

第1条 この規則は、本学における公的研究費に係る会計に関する基準を定めることにより、公的研究費による研究活動の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則に定める公的研究費とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 私立大学に対する国庫助成による研究費
- (2) 公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

(適用範囲)

第3条 本学における公的研究費に係る会計に関しては、この規則の定めるところによるほか「学校法人順天堂経理規則」、「順天堂大学科学研究費補助金取扱規程」及びその他関係法令に定めるところによる。

(会計事務の統括)

第4条 会計事務の統括責任者は、総務局長とする。

(会計責任者)

第5条 本学に公的研究費に関する会計責任者を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 会計責任者は、総務局長の指揮のもとに会計事務の執行を、適正かつ効率的に行う権限と責任を有する。
- 3 会計責任者は、必要に応じて会計事務の一部を他の職員に委任することができる。

(勘定科目)

第6条 本学の取引は「学校法人順天堂経理規則」に定める勘定科目により区分して整理する。

(研究費の出納と保管)

第7条 受入れた公的研究費は、本学の指定する金融機関に預け入れるものとし、当該研究費の出納と保管は、会計責任者が行う。

(帳簿等)

第8条 会計責任者は、会計に関する帳簿及び伝票を作成し、保存する。

- 2 帳簿及び伝票の様式は、別に定める。
- 3 帳簿及び伝票の作成・保存は、電子媒体によることができる。

(証拠書類の保存期間)

第9条 前条に規定する帳簿及び伝票等の会計に係る関係書類の保存期間は、「学校法人順天堂経理規則」による。ただし、公的研究費の支給機関が別に定めるときは、その定めによる。

(設備等の寄付)

第10条 教職員等は、交付を受けた直接経費により設備、機器、備品又は図書(以下「設備等」という。)を購入した場合、原則として購入後直ちに設備等を本学に寄付しなければならない。

- 2 前項に規定する設備等の寄付の受入れについては、現物寄付の取扱基準により受け入れる。
- 3 設備等の寄付を行った教職員等が、他の研究機関に所属することとなる場合に、当該教職員等がその研究機関において当該設備等を使用するときは、その求めに応じて、当該設備等を当該教職員等に返還する。

(契約書の作成)

第11条 競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約により相手方を決定したときは、別に定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を定めた契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(利子の譲渡)

第12条 教職員等は、交付を受けた直接経費に関して生じた金融機関からの利子を本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の譲渡)

第13条 教職員等は、交付を受けた間接経費を、本学に譲渡しなければならない。

- 2 本学は、前項の場合において、教職員等が他の研究機関に所属することとなるとき又は補助事業を廃止することとなるときは、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該教職員等に返還する。

(研究経費の立替)

第14条 公的研究費の交付を受ける前に当該研究の実施に係る研究経費を支出する必要があると認められる場合には、本学の資金をもって当該研究経費の立替を行うことができるものとする。

2 立替を行った研究経費は、公的研究費の交付後、すみやかに精算するものとする。

3 前2項に規定する研究経費の立替及び精算の手續等については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。